

備後圏域周遊観光推進事業委託仕様書

1 事業の名称

備後圏域周遊観光推進事業

2 事業の目的

備後圏域（以下「圏域」という。）の周遊観光を促進するため、各市町の観光資源や体験コンテンツ等を組み合わせた魅力的なモデルルート（以下「ルート」という。）の造成を図るとともに、各ルートがどのようなターゲット層にニーズがあるのかを明確にすることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から2026年（令和8年）1月30日（金）まで

4 業務の内容

(1) 周遊ルートの企画・造成

圏域の観光資源や体験コンテンツ等を共通のテーマ（ばら（花）、食、自然・歴史等）やストーリーで組み合わせた、魅力的かつ円滑に移動できるルートを提案すること。

ア 提案件数

- ・ 1日プラン・・・4種類以上
- ・ 1泊2日プラン・・・2種類以上

イ 留意事項

- ・ 全てのルートに福山市を含めた行程とすること。
- ・ 各ルート2市町以上を訪れる行程とすること。
- ・ 圏域の市町と随時協議を行い企画・造成すること。
- ・ 旅行会社の商品や、個人旅行に取り入れやすいルートの提案をすること。
（所要時間、移動手段、費用等）

提案すること。

(2) モニターツアーの企画及び販売

(1)で提案したルートが、属性（性別、年代、居住地、国籍、個人・団体等）に加え、地域性など、どのようなターゲット層にニーズがあるかを明確にするため、モニターツアー（以下「ツアー」という。）を実施すること。

ア 実施件数

- ・ 1日プラン・・・3回以上
- ・ 1泊2日プラン・・・1回以上

イ 留意事項

- ・ ツアー参加者数、参加費については提案によるものとする。
- ・ ツアーの募集、販売、移動手段の手配、精算、観光施設との調整等、ツアー実施に伴う業務は受注者が全て行うこと。

- ・ツアーの行程については、発注者と協議の上、決定すること。
 - ・採算性があり民間での販売を見据えた内容にすること。
- (3) アンケートの実施
- ・ツアー参加者に対して、効果的な事業検証に役立つ内容のアンケートを実施すること。
 - ・アンケートの内容も提案すること。

5 納品物

- (1) 事業報告書（Power Point、紙１０部（カラー印刷））
- なお、事業報告書には次のアからウまでの内容を含むこと。
- ア 業務概要
 - イ 実施結果及び成果（アンケート分析結果等）
 - ウ 業務を実施したことが証明できる書類及び写真等
- (2) モデルルート説明資料（Power Point、紙１０部（カラー印刷））
- 造成したルートの概要が示された内容とすること。
- （ターゲット、所要時間、移動手段、費用等）

6 業務体制及びスケジュール

- (1) 本業務を円滑に進めるため、受注者は、本業務に必要な知識及び経験を有する業務従事者を確保するなど、十分な業務体制を整備するとともに、不測の事態が生じた場合においても本業務を遂行できる業務体制を整備すること。
- (2) 本業務にかかる責任者を必ず置くこと。
- (3) 本業務が効率的かつ適正に実施されるよう、業務内容及び各業務のスケジュールや進捗管理を行うための実施計画を作成し、契約後、１０日以内に発注者の承認を得ること。

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、発注者と受注者の十分な協議及び緊密な連絡調整を行い、円滑かつ効率的な実施に努めること。
- (2) 受注者は、業務従事者の名簿及び実施計画書を契約後速やかに発注者に提出すること。異動・計画変更のあるときも同様する。業務従事者の交代時は連絡を緊密にし、業務に支障をきたさないこと。
- (3) 本業務を実施する上で疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項がある場合は、速やかに発注者と協議すること。
- (4) 業務の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (5) 本業務の実施に必要な経費は、全て契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。
- (6) 本業務を実施する上で発注者又は受注者が仕様書の変更を要すると判断した場合は双方協議の上、発注者の予算の範囲内で仕様書を変更できるものとする。
- (7) その他、成果物に関する疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、決定するもの

とする。

- (8) 業務の実施にあたり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受注者において、必要な権利処理を行うものとする。